

岩泉町住宅リフォーム事業補助金

1 目的

町では、魅力ある移住・定住環境の整備の一環として、**住環境の向上と、空き家や既存の住宅の活用を推進し、移住者・子育て世帯・若者世代等の定住促進を図ることを目的に、自ら住む住宅のリフォームをする方を支援します。**

2 制度概要

●申込みできる人

1. リフォームする家に住んでいる「家の所有者」か「使用者」
2. リフォームする家に住む予定の「家の所有者」か「賃借者」
2. 移住希望者で、リフォームする家に住む予定の「家の所有者」か「賃借者」

●対象になる住宅 町内にある「専用住宅」か「店舗その他併用住宅」

●対象になる工事 20万円以上（税抜）のリフォームで次にあてはまるもの

1. 住宅性能を高める工事（例：屋根の葺き替え、外壁塗装、耐震リフォーム、断熱改修）
2. 居住性の向上又は生活支援を目的とした工事（例：室内のバリアフリー化、増築・減築リフォーム、間取りの変更）
3. 住宅の衛生環境を向上させる工事（例：換気性能を高める工事、抗ウイルス機能を持つ建材等を利用した工事）
4. 環境負荷低減に資する工事（例：高効率給湯器・高断熱浴槽の設置工事・節水トイレへの交換）

●対象にならない工事

1. 門、塀等の外構工事
2. 消耗品や備品（エアコン等）などの取り外し可能な製品の購入及び設置
3. 浴室又は居室の改修を伴わない給湯器や薪ストーブのみの交換
4. 住宅と別棟の車庫や物置等の設置・改修

●補助額・・・基本額+加算金（最大50万円 ただし工事費の1/2を超えない範囲）

基本額 上限30万円	町内施工業者を利用する場合	工事費の1/5補助
	町外施工業者を利用する場合	工事費の1/10補助
加算金 申込みする人が①～⑤の項目に該当する場合、1項目で10万円、最大20万円加算	① 移住世帯（転入から3年以内の移住者・移住希望者・地域おこし協力隊） ② 子育て世帯（満18歳以下の子または妊婦がいる世帯） ③ 新婚世帯（婚姻から3年以内の夫婦がいる世帯） ④ 若者世代（満39歳以下の人） ⑤ 空き家バンク利用者（空き家バンク利用者で空き家バンク登録物件の契約をした人）	

3 手続きの流れ



4 提出書類 (1) 申込みするとき

①全員が提出するもの

	必要書類	提出必要	チェック欄
1	住宅リフォーム事業補助金交付申請書（様式第1号）	○	
2	誓約書（様式第3号）	○	
3	工事の見積書・内訳書	○	
4	工事内容がわかる平面図（改修前・後）・付近の見取り図	○	
5	現況写真	○	
6	居住者全員分の住民票（同居予定者含む）※本籍不要・続柄必要	○	

②いずれかを提出するもの

申請者区分	必要書類	必要	チェック欄
所有者	登記事項証明書（法務局）または固定資産家屋評価証明書（役場）		
使用者	住宅所有者の施工承諾書（様式第2号）		
使用予定者	住宅所有者の施工承諾書（様式第2号）と 賃貸借契約書の写し		

ご注意：建物登記・相続登記の有無等により必要な書類が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

③加算金要件に該当するときで、①以外で提出するもの

該当要件	必要書類	必要	チェック欄
移住世帯	「地域おこし協力隊の場合」は委嘱状の写し		
子育て世帯	「同一世帯に子がなく、妊婦がいる場合」は母子手帳の表紙の写し		
新婚世帯	戸籍全部事項証明書（本籍地の役場）		
空き家バンク	賃貸借契約書または売買契約書の写し		

(2) 交付決定後に変更があったとき

	必要書類	必要	チェック欄
1	住宅リフォーム事業補助金変更承認申請書（様式第4号）		
2	変更内容が確認できる書類		

(3) リフォームが完了したとき

	必要書類	必要	チェック欄
1	住宅リフォーム事業補助金交付請求書（様式第5号）	○	
2	住宅リフォーム事業補助金完了報告書（様式第6号）	○	
3	完成後の写真	○	
4	完成後の平面図	○	
5	工事費の支払いを証明する書類（領収書など）	○	

※上記の書類のほか、必要があれば追加で書類の提出を求める場合があります。

5 住宅リフォーム事業補助金の Q&A

分類	質問	回答
制度の併用	町の他の住宅関係の補助金との併用は可能ですか。	併用が可能です。介護認定を受けている人、浄化槽を新たに設置する人、町産木材を活用したい人が使える補助金があり、併用する場合は、その補助対象経費を除いた額が、本事業の対象経費となります。
制度の併用	過去に「住宅リフォーム奨励金」の交付を受けた住宅をリフォームした場合、対象になりますか。	過去に奨励金の交付を受けたときから10年を経過し、本事業の要件を満たすリフォームを行えば対象になります。
住宅	増築は対象になりますか。	増築部分が住宅であり、要件に該当する場合は対象になります。
住宅	店舗併用型住宅をリフォームする場合、対象になりますか。	店舗併用型住宅の場合は、住宅の用途にするためのリフォームであれば対象になります。
住戸数	二世帯住宅にリフォーム工事をする場合、2戸として申請できますか。	申請時点の状況が1戸であれば、たとえ共有名義であっても1戸として申請してください。既に二世帯住宅になっている場合は、内部の構造が自由に行き来できるのであれば1戸、内部で行き来できない状態で、世帯や生計が分かれている場合は2戸として申請することができます。
工事契約	1戸の住宅について複数の事業者が行う場合や、複数回に分けて行う場合でも、まとめて申請できますか。	複数事業者との契約や複数回の工事の場合でも、まとめて申請すれば補助対象になります。ただし、年度内に全てを完了するものに限ります。
工事契約	DIY（自ら行うリフォーム）は対象になりますか。	工事請負契約を伴わないリフォーム工事は対象になりません。
住宅設備	エアコン設置工事は対象になりますか。	エアコンなど取り外し可能な備品等の設置工事は対象になりません。
住宅設備	太陽光発電設備の設置は対象になりますか。	対象になりません。
住宅設備	蓄電池設備の設置は対象になりますか。	対象になりません。
外壁・屋根	外壁や屋根の塗装工事は対象になりますか。	対象になります。
耐震改修	新耐震基準で建築され、現況、耐震性を有しない住宅に対して耐震改修を行う場合、対象になりますか。	対象になります。